

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)4 月 1 日

契 約 担 当 課 名	産業振興課
発 注 担 当 課 名	産業振興課
契 約 名 称	令和 7 年度豊中市デジタル地域ポイント付与・精算業務及びポイントチャージ等関連業務委託契約
契 約 内 容	令和 7 年度豊中市デジタル地域ポイント付与・精算業務及びポイントチャージ等関連業務委託
契 約 締 結 日 及び 契 約 期 間	締結日：令和 7 年(2025 年)4 月 1 日 令和 7 年(2025 年)4 月 1 日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	東京都文京区本郷 1-1 0-9 住友不動産水道橋壱岐坂ビル 4 階 フェリカポケットマーケティング株式会社
契 約 金 額	●ポイント付与業務：1 ポイントにつき 1 円 ●精算データ作成業務：1 回につき 50,000 円 ●参加店舗精算業務：1 件につき 120 円 ●チャージに係る決済手数料の精算業務： ①クレジットカード決済（VISA,Mastercard）による決済額に1.8%を乗じた額 ②クレジットカード決済（JCB）による決済額に3.0%を乗じた額 ③セブン銀行 ATM 決済手数料については、以下の(a)及び(b)とする (a)セブン銀行 ATM 決済による 1 決済につき 70 円 (b)セブン銀行 ATM 決済による決済額に 0.8%を乗じた額 ●チャージ額に応じたポイント付与業務： 1ポイントにつき1円 ●決済額に応じたポイント還元業務： 1 ポイントにつき 1 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当)

	豊中市デジタル地域ポイント付与・精算業務については、フェリカポケットマーケティング株式会社が独自に開発した「マチカネポイントアプリ」及びその管理システムを用いて運用するものである。
--	---

そのため、本システムを用いてデジタル地域ポイントの付与や精算業務を運用できるのは開発事業者であるフェリカポケットマーケティング株式会社のみとなるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約するものである。